

## 第2回江戸川区農業委員会定例会 議事録

1. 開催日時 令和5年8月22日(火) 午前10時00分～

2. 開催場所 区役所西棟庁舎 第5委員会室

3. 出席委員 (13名)

会長	13番	岩楯 重治			
会長職務代理	12番	眞利子 隆			
委員	1番	中里 良子	2番	小林 俊明	
	3番	田島 勝	4番	佐久間 梅吉	
	5番	関口 賢一	6番	芦田 正之	
	7番	寺内 敏一	8番	島田 茂	
	9番	石井 慎一	10番	村山 雅美	
	11番	石川 善一			

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

第2 議事

報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出の報告について

報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用のための権利移動届出の報告について

議案第1号 租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用申請に要する適格者証明願いについて

議案第2号 租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 木村 浩之  
主任 宮下 知也

係長 小川 英彦  
係員 鈴木 恵衣

## 7. 会議の概要

- 議長 おはようございます。委員の皆様におかれましてはご多忙の中ご出席いただきありがとうございます。ただ今より第2回江戸川区農業委員会を開会します。なお本日、委員の皆様全員出席でございます。
- 日程第1の議事録署名委員ですが、私からお願い申し上げますので、よろしく願いいたします。田島委員さんと佐久間委員さんに議事録署名委員をお願いいたします。それでは、日程第2の議事に入ります。報告第1号をお願いいたします。
- 事務局 報告第1号（農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について）について、専決により6件の書類を受理いたしました。転用場所、内容については、議案書のとおりです。以上でございます。
- 議長 報告第1号について、質問等ございませんか。
- 寺内委員 報告第1号の2の隣地には、第二松江小学校があり、今年の3月に閉校となりました。地目も農地のままなのではないかと思われます。今後の学校跡地利用については、検討中であるかと思うが、民間参入等も考えられるのではないかと思います。農地法との整合性が保てるよう、関係部局との調整をお願いしたい。
- 議長 他に質問・意見等がないようであり、報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。
- 議長 次に、報告第2号をお願いします。
- 議長 報告第2号（農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用のための権利移動届出の報告について）について、専決により6件の書類を受理いたしました。転用場所、内容については、議案書のとおりです。以上でございます。
- 議長 報告第2号について、質問等ございませんか。
- 岩楯委員 報告第2号の2について、転用内容が個人住宅とあるが、面積が10㎡となっている。届出の経緯等は。
- 事務局 個人住宅と、個人住宅の間のフェンス部分についての届出であり、今回、隣地境界が関係者間で確定したことにより、農地法第5条の届出がなされたものです。
- 岩楯委員 報告第2号の4について、譲渡人と、譲受人の間柄について教えてください。また、遺言執行者をどのように確認をしたのでしょうか。遺言書等でしょうか。
- 事務局 ●●さんと●●さんは●●であり、●●の間柄でございます。●●さんの●●に基

づき、遺言執行者が指定され、●● から ●● へ●●により権利移動がなされることを確認しました。

議 長 そのほか、質問等ございませんか。  
その他、質問・意見等がないようでしたので了承いただきたいと思います。

議 長 次に、議案第1号の審議をお願いします。

事務局 議案第1号（租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用申請に要する適格者証明願いについて）についてご審議願います。議案第2号ですが、議案書記載のとおり2筆ございます。該当地は次ページの地図のとおりです。  
以上でございます。

議 長 議案第1号について、田島委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

田島委員 それでは報告いたします。8月8日に、事務局の宮下さん、鈴木さんと●●さんの畑の現地確認に伺いました。

以前は小松菜栽培を行い、●●をされていましたが、高齢になったことから、現在は●●をされています。農地には、枝豆、サツマイモが作付されていました。農地として適切に管理されていたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 地区担当委員さんの証言がございまして、証明書の発行をいたしたいと思いますが、質問・ご異議等ございませんか。

(質問、異議なし)

議 長 それでは、議案第1号について証明書の発行を承認することといたします。

議 長 次に、議案第2号の審議をお願いします。

事務局 議案第2号（租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて）についてご審議願います。概要及び経過を説明いたします。案件は5件ございます。

議案第2号の1の所在地番ですが、議案書記載のとおり1筆あります。引き続き農業経営を行っている期間は令和元年12月14日～令和4年12月13日です。

議案第2号の2の土地の所在地番は、議案書記載のとおり2筆あります。引き続き農業を行っている期間は令和元年12月6日～令和4年12月5日です。

議案第2号の3の土地の所在地番は、議案書記載のとおり5筆あります。引き続き農

業を行っている期間は令和元年12月26日～令和4年12月25日です。

議案第2号の4の土地の所在地番は、議案書記載のとおり3筆あります。引き続き農業を行っている期間は令和元年12月30日～令和4年12月29日です。

議案第2号の5の土地の所在地番は、議案書記載のとおり11筆あります。引き続き農業を行っている期間は令和元年12月13日～令和4年12月12日です。

以上でございます。

議 長

議案第2号の1について、眞利子委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

眞利子委員

議案第1号の1について、7月25日に事務局の宮下さん、鈴木さんと私とで●●さんの畑の現地確認に伺いました。栽培している小松菜は●●にほとんど出荷されますが、●●ということもあり、収穫された後の状態でございます。今月末に播種をし、●●にそなえるとのことでした。農地として適切に管理されていまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

議案第2号の2及び3について、石川委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

石川委員

議案第2号の2について、7月25日に事務局の宮下さん、鈴木さんと私とで●●さんの畑の現地確認に伺いました。●●ですので、ほとんどの畑がトラクターで耕運されておりました。●●としてサツマイモ、ズッキーニ、トマト、インゲン、枝豆がきれいに栽培されておりました。いずれの農地につきましても、適切に管理されていまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議案第2号の3について、7月25日に事務局の宮下さん、鈴木さんと私とで●●さんの畑の現地確認に伺いました。昔は、●●に小松菜専門でおろしていましたが、息子さん中心に農業経営をするようになり、現在では、●●がメインとなっているとのことでした。●●であるため、●●に納品する小松菜については、収穫された後の状態でした。また、白瓜、オクラ、アスパラなども露地には作付けされておりました。農地として適切に管理されていまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

議案第2号の4及び5について、田島委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

田島委員

議案第2号の4について、7月27日に事務局の宮下さんと私とで●●さんの畑の現地確認に伺いました。普段は周年で小松菜を栽培されており、●●に出荷しており、夏場である7.8月にかけては、●●で経営されております。ハウスの中には、枝豆、トマト、キュウリ、ナスなどが栽培されておりました。いずれの農地につきましても、

適切に管理されていまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議案第2号の5について、7月27日に事務局の宮下さんと私とで●●さんの畑の現地確認に伺いました。農地は自宅前と、その他鉄骨ハウス4カ所になります。露地では、ナス、トマト、キュウリ、しょうがなどが栽培されておりました。他のハウスでは、少し前まで枝豆が栽培されておりましたが、現地確認時は収穫後の状態でした。春菊をメインに経営されておりますので、これから作付け作業を行うとのことでした。いずれの農地につきましても、適切に管理されていまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 地区担当委員さんの証言がございまして、証明書の発行をいたしたいと思いますが、質問・ご異議等ございませんか。

(質問、異議なし)

議 長 それでは、証明書の発行を承認することといたします。

議 長 以上をもって、議事を終了いたします。